

## 第5 緑と水の将来像と基本方針

- 1 計画の基本理念
- 2 緑と水の将来像
- 3 緑と水の基本方針
- 4 計画の構成
- 5 計画のフレーム（人口と市街地の規模）
- 6 計画の目標（緑地の確保目標量）

## 第5 緑と水の将来像と基本方針

### 1 計画の基本理念

第一次計画の基本理念を継承し、以下のとおり定めます。

#### 基 本 理 念

**狹山丘陵の自然と歴史に育まれた緑と水を守り  
市民・企業・行政の協働により  
うるおいと安らぎのあるまちを創ります**

#### 【緑と水の資源の保全・活用】

東大和市には、広域的な緑と水の拠点となる狭山丘陵があります。この狭山丘陵の貴重な緑と水の資源を保全していきます。また、保全に支障のない範囲で、市民及び来訪者の観光・レクリエーションの場としての活用を推進し、交流人口の増加を図っていきます。

#### 【生物多様性の確保や地球温暖化の緩和】

緑は、単独で存在しているのではなく、そこに生息する様々な生き物や水（河川、湧水、地下水など）と深く関わり合い、自然の生態系を成立させ、生き物とのふれあいの場となっています。都市における自然の生態系を保全するためにも、緑と水の保全・活用による生物多様性の確保や資源循環による地球温暖化の緩和を図っていきます。

#### 【歴史と暮らしに育まれた緑の保全・活用】

緑は、昔からの暮らしと結びつきながら、存在してきました。青梅街道・都道 128 号線（（通称）志木街道）沿いの地域には、社寺境内地や文化財等の歴史資源が緑と一緒に多く存在しています。こうした歴史と暮らしに育まれた緑の保全・活用を図っていきます。

#### 【市街地の貴重な緑である農地の保全・活用】

農地は、市街地の中の緑の 1 つとなっており、緑のオープンスペースとして、重要な役割を果たしています。農地を大切にし、農家の協力のもと、市街地の貴重な緑として積極的に保全・活用を図っていきます。

#### 【緑と水のネットワークの形成】

公園や緑地だけでなく、河川等もネットワークに組み入れることにより、それらの機能を十分に発揮します。このため、河川や用水も含めた緑と水のネットワークの形成を図っていきます。

#### 【緑と花による緑化】

緑と花は、まちの個性と魅力を創造する大事な要素でもあります。四季に移りゆく緑と花は、まちに彩りを添えてくれます。まちの季節感を大切にし、緑と花による緑化を図っていきます。

#### 【市民・市民団体・企業等との協働】

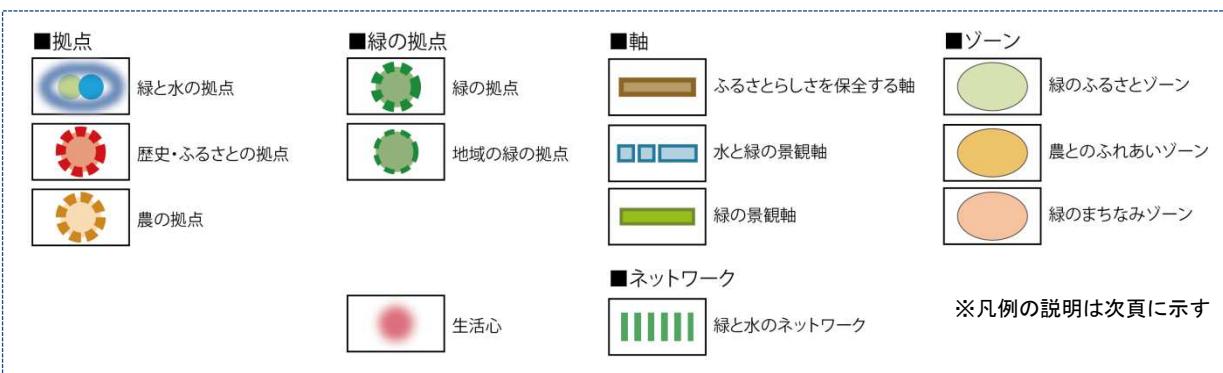
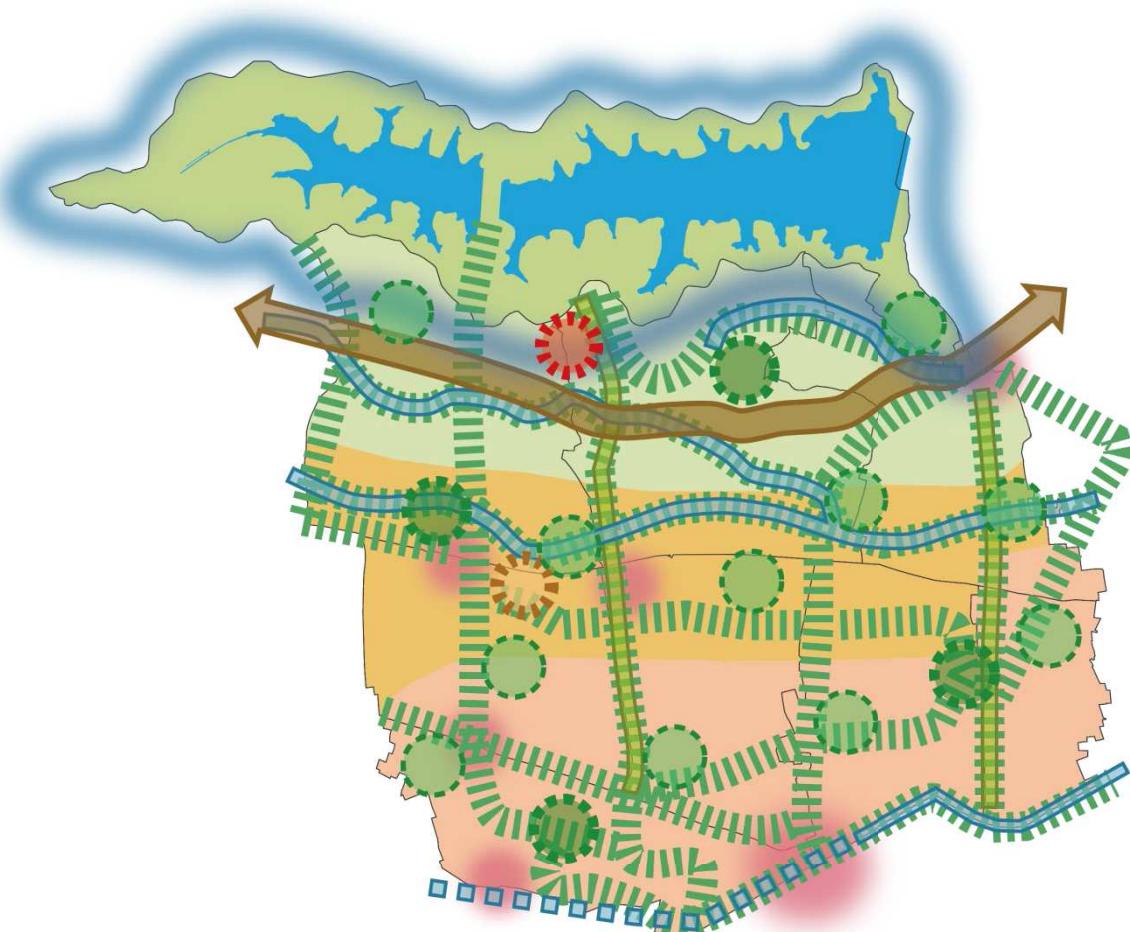
市民・市民団体・企業等と行政が緑と水を地域の共有財産と認識し、緑と水に関する広範な取組みにおいて、理解・協働を深め、誇りや愛着を持って次世代に引き継いでいきます。

## 2 緑と水の将来像

第一次計画の緑と水の将来像を基本とし、「東大和市都市マスタープラン」等の改定を踏まえ、以下のとおり定めます。

### 緑と水の将来像

#### 「緑と水の都市」



東大和市の目指す緑と水の将来像は、基本的には緑の「拠点」を配し、それを街路樹や緑、河川や用水を含めた「ネットワーク」で結ぶ構造にしています。それに加えて、「軸」を通すとともに、面的な「ゾーン」を配します。

## 第5 緑と水の将来像と基本方針

### ■拠点

拠点には、「緑と水の拠点」「歴史・ふるさとの拠点」「農の拠点」があります。

「**緑と水の拠点**」は、狭山丘陵や多摩湖の緑と水を中心とした東大和市の中心的な核となる大きな拠点です。

「**歴史・ふるさとの拠点**」は、東大和市狭山緑地内の郷土博物館を中心とするエリアです。

「**農の拠点**」は、東大和ファーマーズセンターを中心とするエリアです。

### ■緑の拠点

市街地の中に「緑の拠点」「地域の緑の拠点」をつくります。

「**緑の拠点**」は、4つの主な都市計画公園を位置づけています。

「**地域の緑の拠点**」は、地域の拠点となる都市公園、こども広場、生産緑地地区、市民農園等を位置づけます。

### ■軸

軸には、「ふるさとらしさを保全する軸」「水と緑の景観軸」「緑の景観軸」があります。

「**ふるさとらしさを保全する軸**」は、青梅街道・都道128号線（（通称）志木街道）が位置づけられています。この軸については、長年にわたり培われた風土を守りつつ、歴史的・文化的な資源や自然的なふるさとの景観を保全・創出していくための軸とします。

「**水と緑の景観軸**」は、空堀川、奈良橋川、前川、野火止用水を位置づけ、河川の親水化をはじめ、河川を活かした自然の回復や水のある景観を創出するための軸とします。

「**緑の景観軸**」は、南北を結ぶ景観軸として、立3・4・22号清水野火止線、立3・4・29号立野線を位置づけ、道路緑化の充実や自転車走行への配慮により快適な交通環境の整備と、「緑と水の拠点」及び「水と緑の景観軸」を結ぶ軸とします。

### ■生活心

「**生活心**」は、交通、商業、業務、文化、福祉などの機能が充実した人々の多様な活動や交流となるエリアです。

### ■ネットワーク

「拠点」「緑の拠点」「地域の緑の拠点」「生活心」を相互に結び、市全体にネットワークを位置づけます。

「**緑と水のネットワーク**」は、緑道、歩行者道、街路樹の整備された歩道、河川の管理用通路などでつなぎ、徒歩あるいは自転車等で快適に移動できるものとします。

### ■ゾーン

ゾーンには、「緑のふるさとゾーン」「農とのふれあいゾーン」「緑のまちなみゾーン」があります。

「**緑のふるさとゾーン**」は、青梅街道・都道128号線（（通称）志木街道）の「ふるさとらしさを保全する軸」を中心とするエリアを位置づけます。このゾーン内には、社寺境内や文化財、それらと一緒にとなった緑、湧水などがあり、東大和市の歴史的風土を醸し出しています。こうした緑と一緒にとなって存在している歴史的な風土を将来にわたり、大切にしていきます。

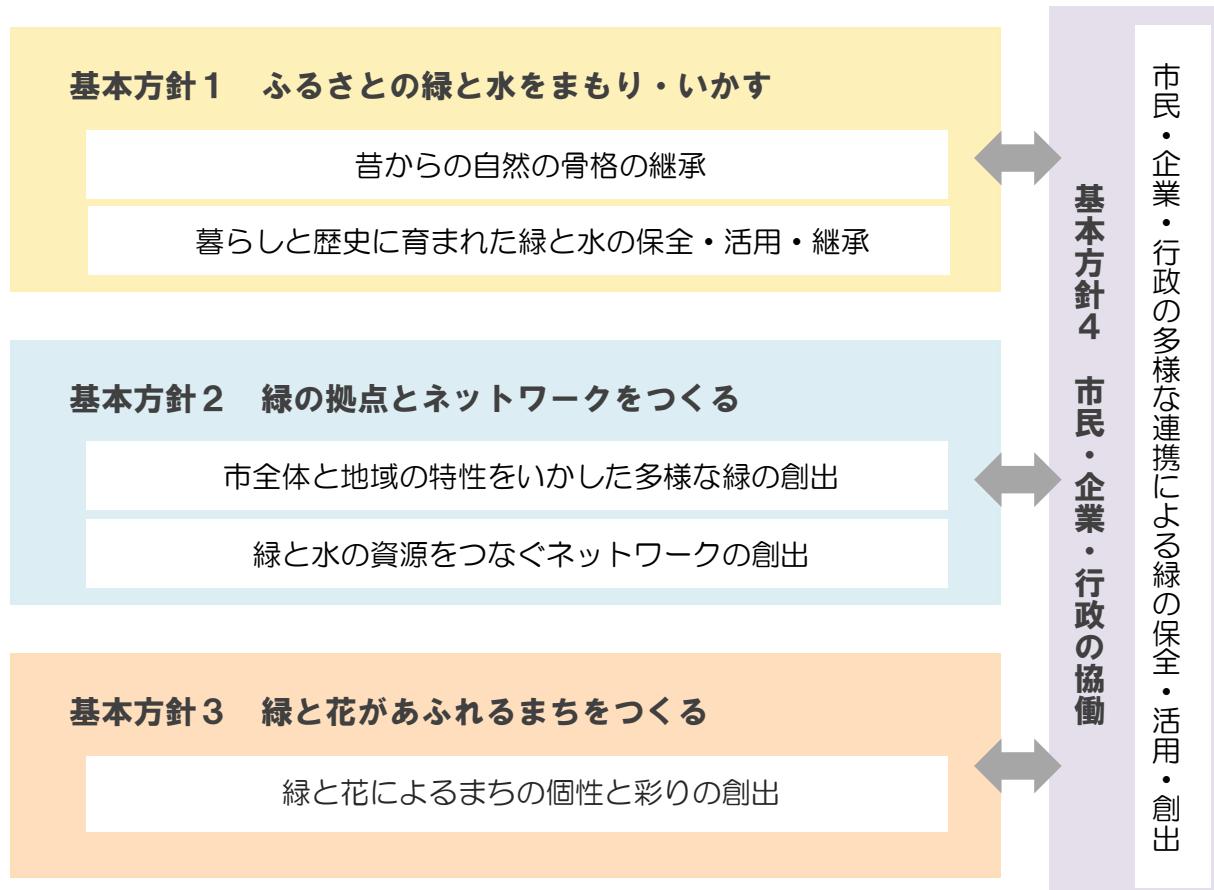
「**農とのふれあいゾーン**」は、武蔵野台地の農地が多く残っているゾーンで、農地の保全に特に留意し、東大和市ファーマーズセンターを中心に農とのふれあいをつくるゾーンとします。

「**緑のまちなみゾーン**」は、市南部のみどり率が比較的低い地域で、公共空間や民有地の緑化を積極的に進め、緑の豊かさとまちにうるおいをつくるゾーンです。

### 3 緑と水の基本方針

東大和市の緑と水の将来像の実現に向けて、取組むべき緑と水の保全・活用及び緑化について、4つの基本方針と6つのテーマを以下のとおりとします。

#### 4つの基本方針と6つのテーマ

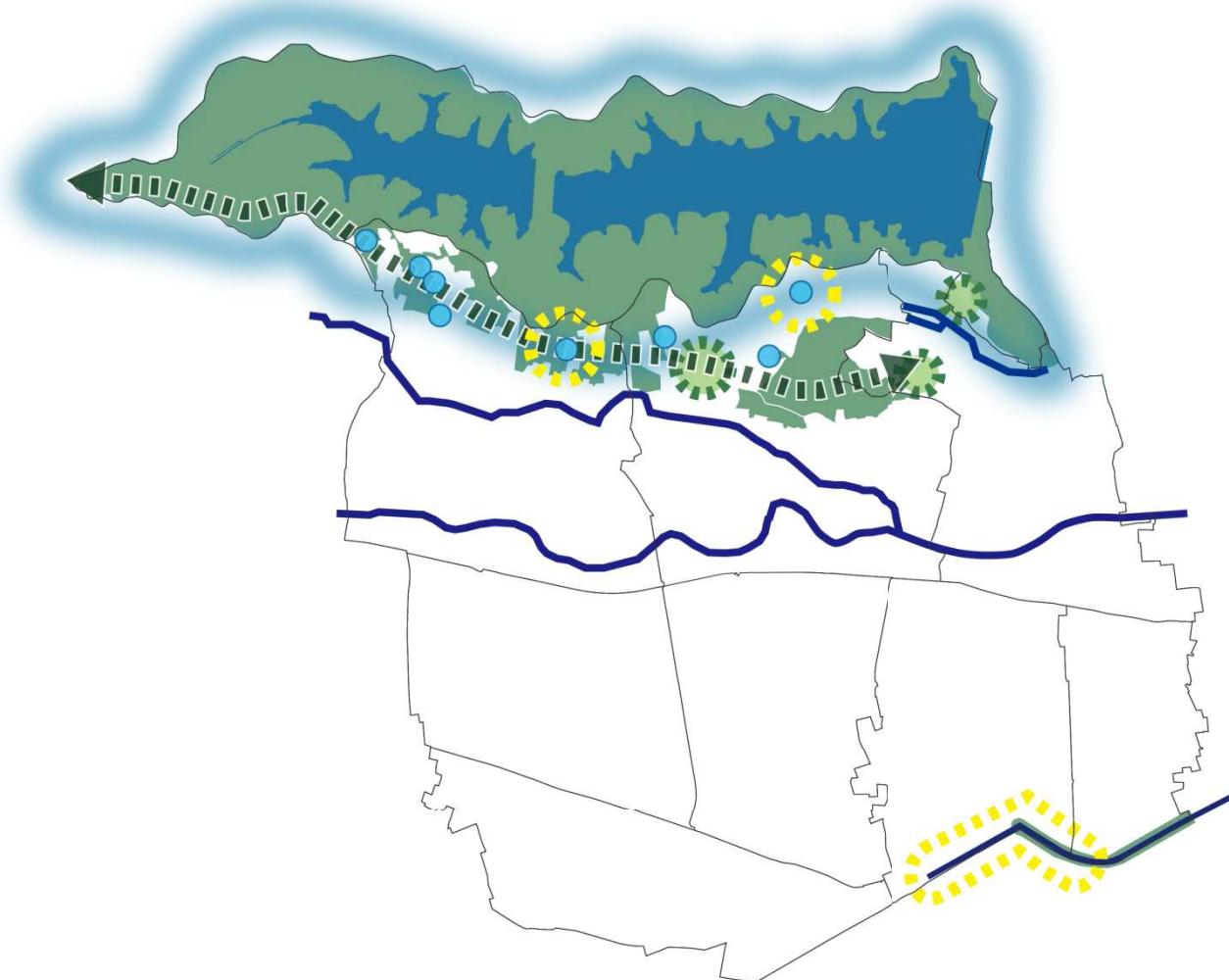


基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす

## 「昔からの自然の骨格の継承」と 「暮らしと歴史に育まれた緑と水の保全・活用・継承」

市の北部に位置する緑豊かな狭山丘陵は、昔からの東大和の代表的な原風景です。狭山丘陵は、東大和の成り立ちの原点であり、かつて人々はここを拠点として生活し、時代を経て南部に移動してきた経緯とともに、自然と人との共生体験の場となる貴重な環境資源となっています。また、河川、湧水等の水辺は、生き物とふれあうことのできる場となります。

このような視点から、自然の骨格の継承に努め、東大和の重要な緑と水の資源を保全・活用・継承していきます。



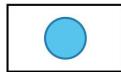
狭山丘陵の骨格  
として重要なエリア



緑地・湖面の保全・活用



河川等の保全・活用



湧水の保全・活用



狭山丘陵の民有緑地の保全



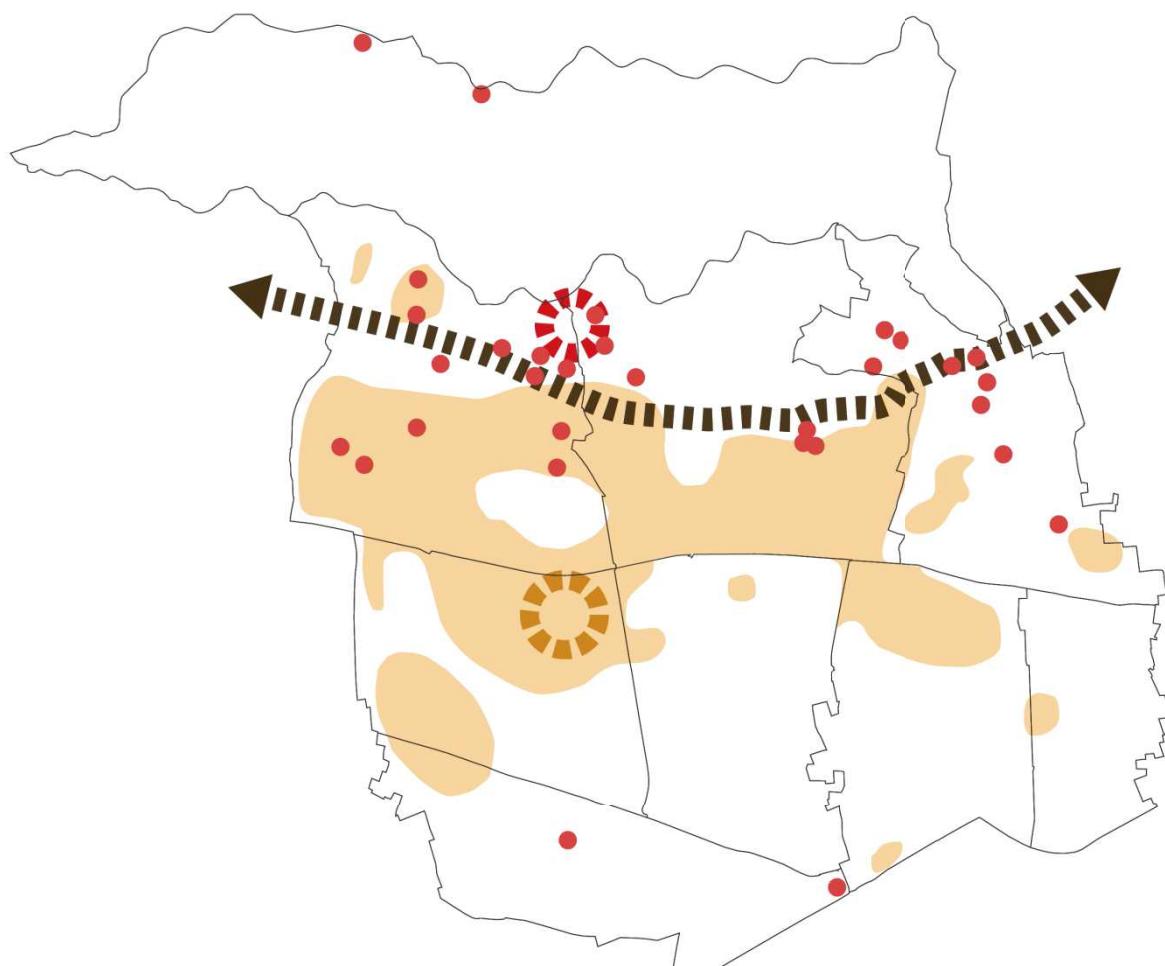
ホタル・トウキョウ  
サンショウウオの保全・回復



狭山丘陵の緑の連続

**基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす**

緑は、地域に生活してきた人々の暮らしに密接に関わり、存在してきています。市街地において都市公園・緑地とともに、農地も重要な環境資源として位置づけ、周辺の地域環境との調和を図り、保全・活用していきます。また、市街地に残された社寺・文化財等と一緒になっている緑や保存樹木、屋敷林等の東大和の原風景を形成する緑の保全に努めます。

ふるさとの軸周辺の緑の  
保全・継承

生産緑地の点在エリア



歴史・ふるさとの拠点



農の拠点



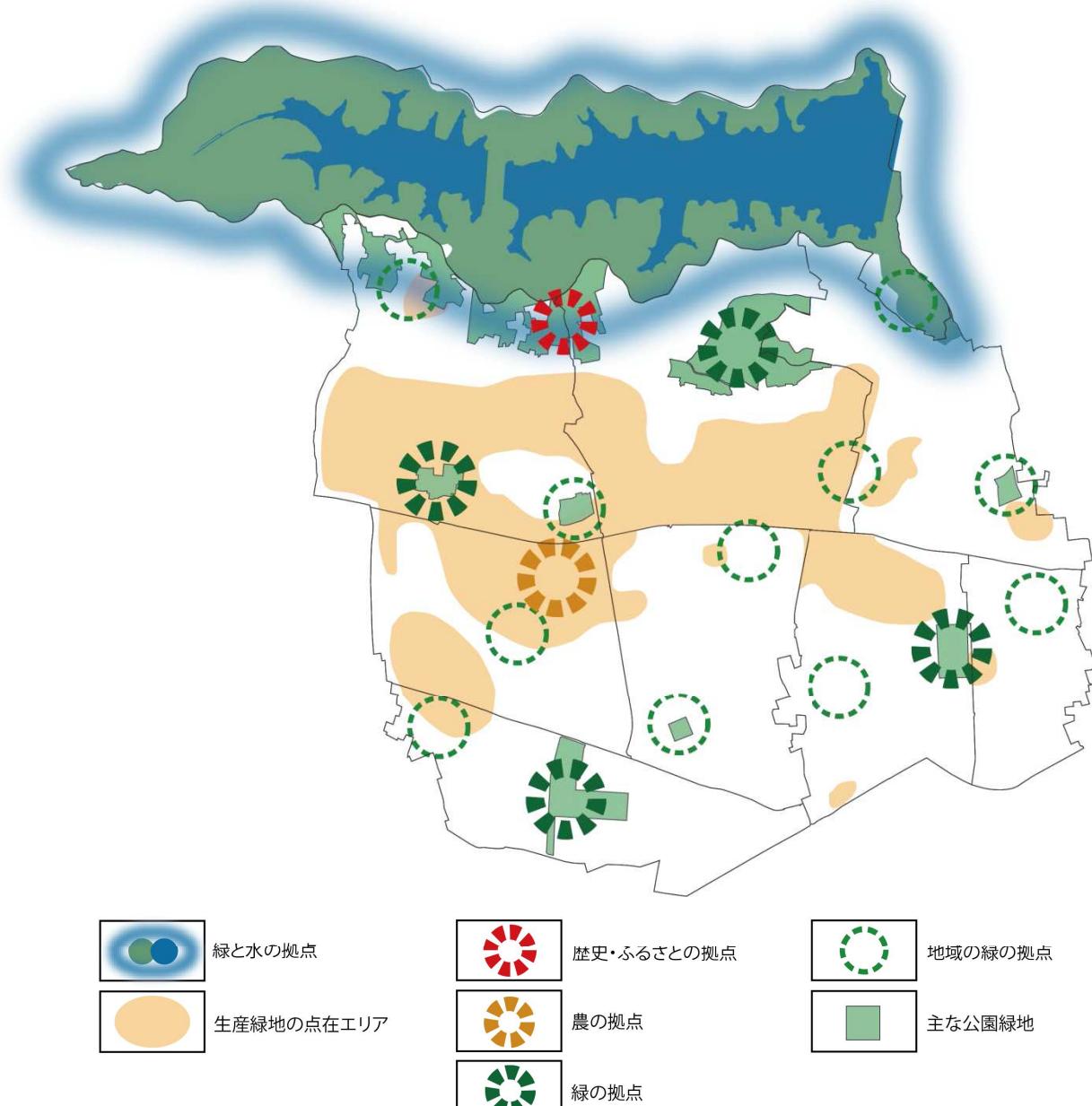
社寺・文化財等

基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる

## 「市全体と地域の特性をいかした多様な緑の創出」と 「緑と水の資源をつなぐネットワークの創出」

東大和には、大きくまとまった緑の残る丘陵部、歴史的資源の集積する丘陵のふもと、農地がまとまっている市中央部、市街地の進展により農地の減少が顕著な南部など、地域ごとに特性が見られます。また、それぞれの緑の資源は、広域的に利用される緑から、地域の活動の中心となる緑、身近なふれあいの場となる緑まで、様々な性格を備えています。今ある公園や緑地等の更新・再整備にあたっては、市民ニーズを踏まえて、それぞれ個性を持たせることで地域の活性化を図っていく特色ある公園づくりを進めています。

それぞれの地域の特性を活かし、各地域の緑の拠点を市全体からみて、都市環境の保全、スポーツ・レクリエーション、防災及び景観の機能に配慮しながら、多様な緑の空間を配置します。

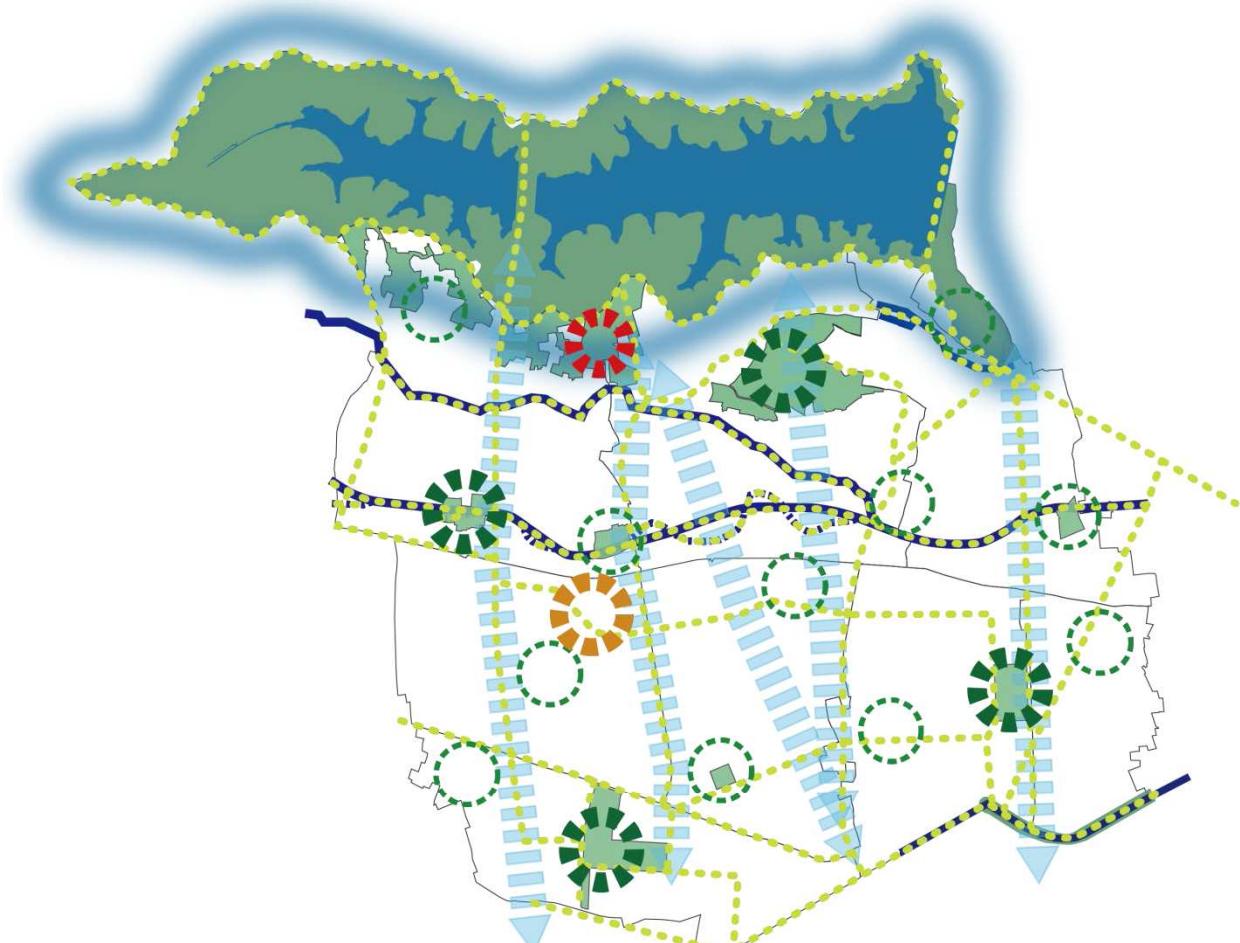


## 基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる

豊かな緑と水を守り育む快適なまちづくりを進めるため、緑の拠点やその他の様々な資源を既存の歩行者・自転車道や緑道、街路樹の整備された歩道、河川の管理用通路でつなぎ、効果的なネットワークを形成していきます。また、既存のサクラを活かしつつ、公園・緑地をはじめ、緑道や街路樹、河川など、サクラ等花木でつながるネットワークを形成していきます。

河川や用水等は、生き物の生息地や移動空間としての生態的な連続性も意識しながら、身近なところで生き物と触れ合えるよう水辺空間を維持していきます。

こうした緑と水のネットワークを活用し、市南部から市北部の狭山丘陵の縁へと人々を誘導していきます。



緑と水の拠点



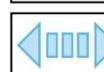
歴史・ふるさとの拠点



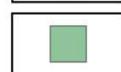
農の拠点



緑の拠点

歩行者・自転車の  
ネットワークルート視覚的ネットワーク  
による景観誘導

地域の緑の拠点



主な公園緑地

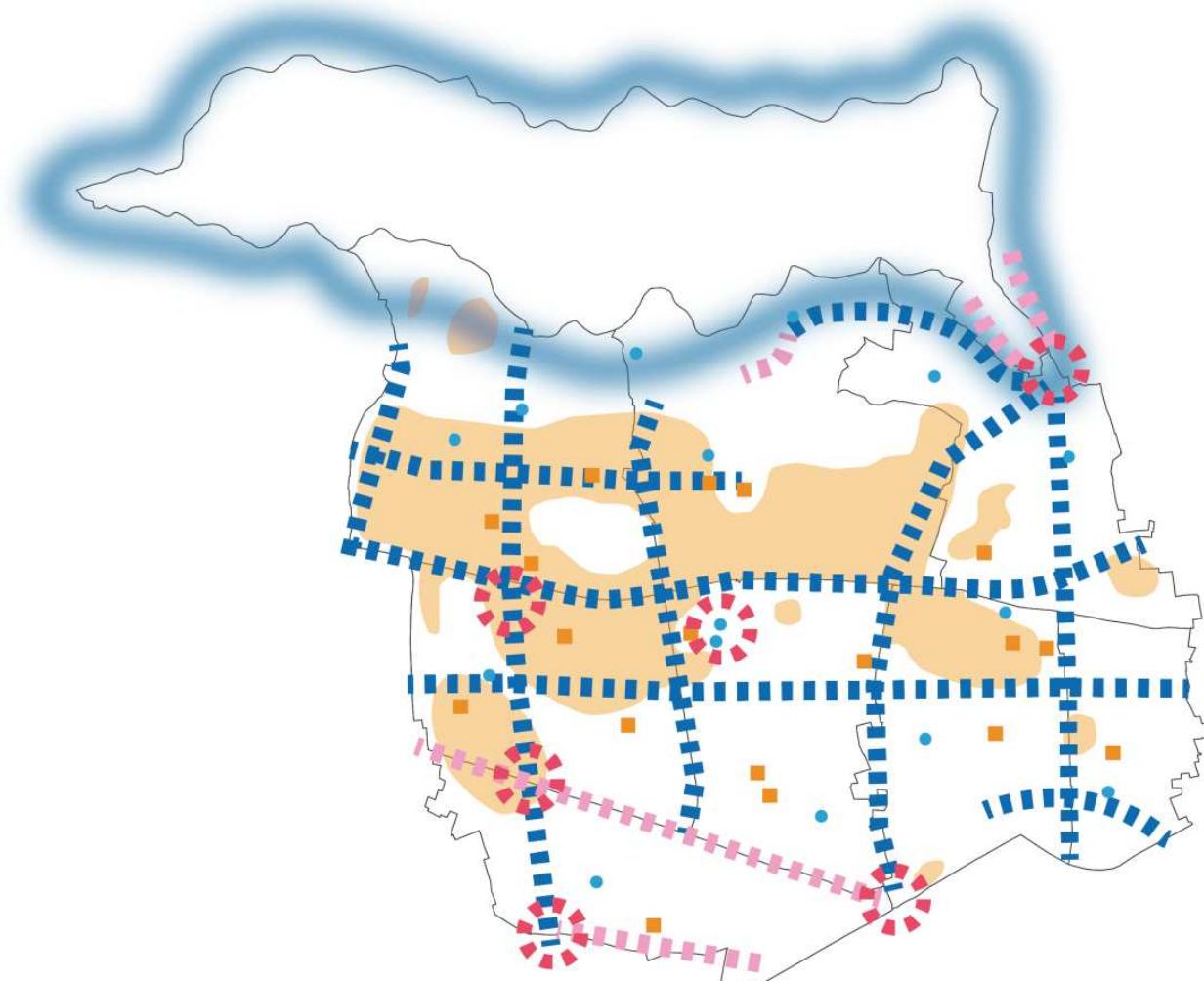
基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる

## 緑と花によるまちの個性と彩りの創出

緑と花はまちを修景する大切な要素です。公園・緑地、道路等にサクラ等の花木の植栽や花壇を整備・更新することなどによって、まちに個性や彩りを創出することができます。また、それらを適正に維持管理することで、良好な景観形成と安全確保を図ります。

東大和のまちの顔である駅周辺では、緑と花による修景を工夫し、個性あるまちの顔を作っていくきます。

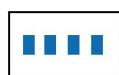
こうした緑と花あふれるまちづくりを進めるため、市内全域を緑化重点地区に位置づけます。



緑と水の拠点



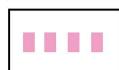
生産緑地の点在エリア



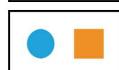
幹線道路の緑化



生活心の緑と花による  
顔づくり



サクラの保全・更新

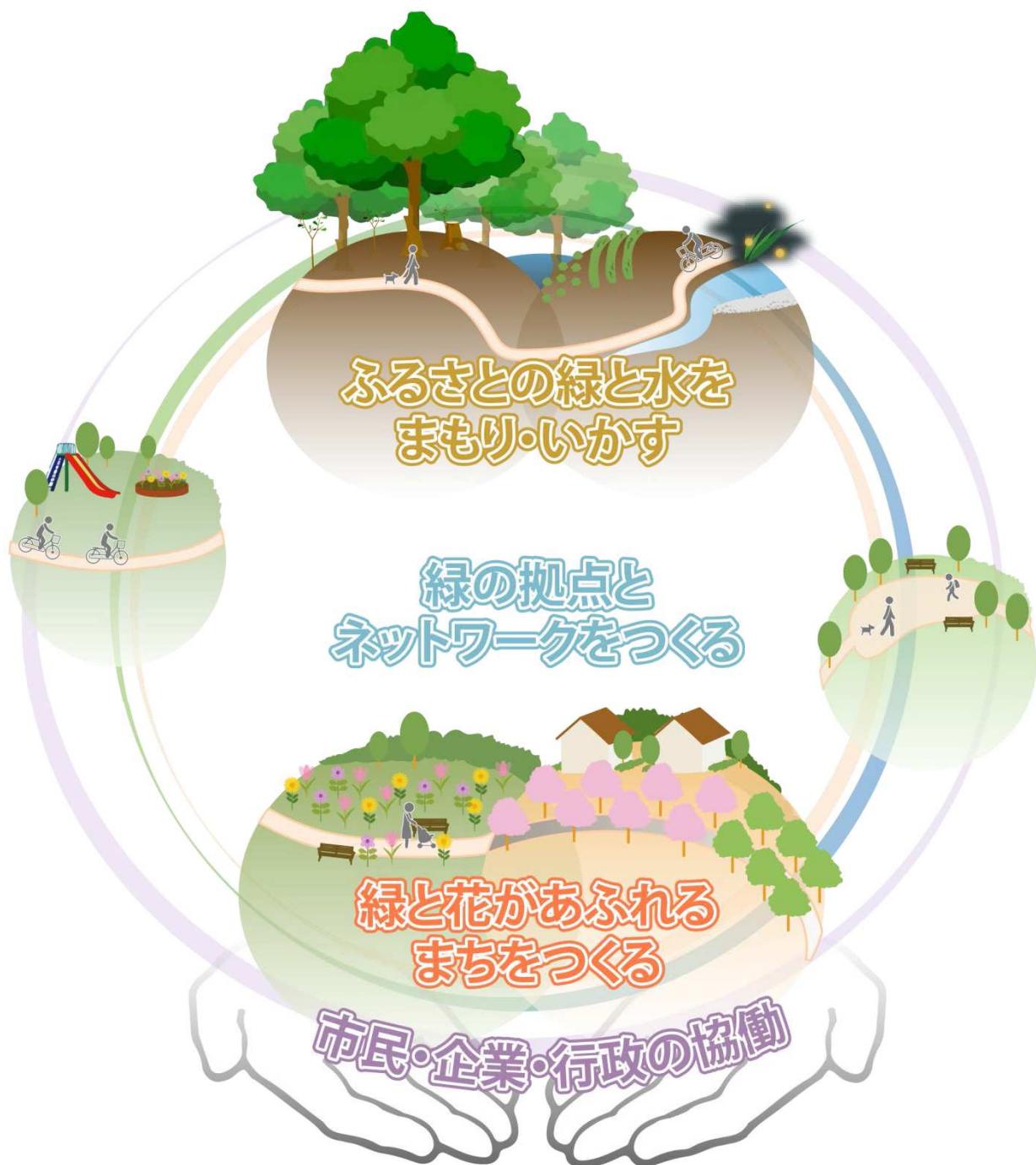


公共施設の緑と花による緑化

## 基本方針4 市民・企業・行政の協働

## 市民・企業・行政の多様な連携による 緑の保全・活用・創出

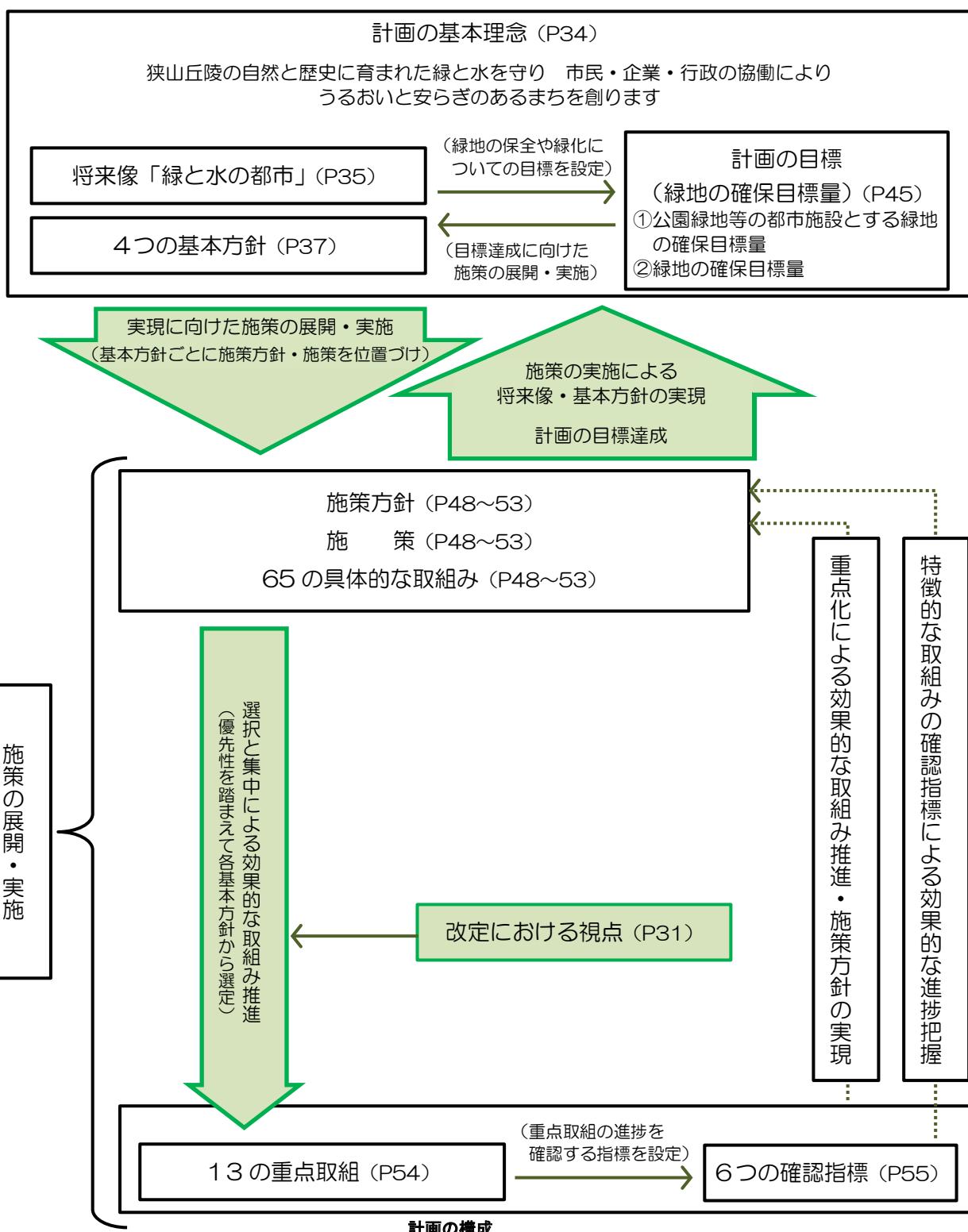
まちに生活する人々や働く人々が、緑を地域の共有財産として認識し、市民・企業・行政が多様な連携を行い、時代にあった緑を保全・活用・創出していくとともに、愛着を持って次世代に引き継いでいきます。



## 4 計画の構成

本計画は、基本理念を踏まえた将来像と基本方針の達成状況を確認する「計画の目標（緑地の確保目標量）」を設定します。

将来像及び基本方針の実現、さらには計画の目標達成の実現に向けて、「施策方針・施策」、「具体的な取組み」などを位置づけて施策の展開を図ります。また、優先的に取組む「重点取組」の選定と、その進捗を把握する「確認指標」を設定し、効果的な「施策方針・施策」の展開を図るとともに、「具体的な取組み」全体の推進を牽引していきます。



## 5 計画のフレーム(人口と市街地の規模)

将来の人口、市街地の規模等のフレームについて、以下のとおり設定します。

本計画における将来人口の見通しを、平成27年10月策定の「東大和市人口ビジョン」から推計します。また、市街化の現況及び市街化調整区域の規模を以下のとおりとします。

年 次	現 況	中間年次	目標年次
	平成29(2017)年	平成35(2023)年	平成40(2028)年
人 口	約84,800人	約85,600人	約85,400人
市街化区域面積	989ha	989ha	989ha
市街化調整区域面積	365ha	365ha	365ha
市 域 面 積	1,354ha	1,354ha	1,354ha

※目標年次の人口は、東大和市人口ビジョン（平成27年）から推計したものです。

## 6 計画の目標(緑地の確保目標量)

緑の将来像と基本方針の実現を目指した取組みを進めるためには緑の保全及び創出による量の確保が欠かせません。そこで、本市の財政状況や市街化の状況、さらには、すでに人口が減少し始めている状況などを踏まえて、公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標量を定めます。第一次計画では、公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標量を「都市計画決定面積」としていましたが、公園整備などの取組みの成果が評価されるように、本計画では「供用面積」を採用します。また、公園緑地等の都市施設とする緑地、制度上安定した緑地及び社会通念上安定した緑地を合わせた緑地の確保目標量を次頁のとおり定めます。なお、都市計画決定された公園・緑地のうち未供用区域については、公園・緑地としての整備が一定程度担保された土地であるため制度上安定した緑地に含めるものとします。

また、東京都・特別区・市町村で策定している「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）、平成23（2011）年12月」において示している優先整備区域の設定と整合を図り、計画期間を考慮して、それぞれの確保目標量を定めます。

### 目標1 公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標量\*

#### 【目標設定の考え方】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」で示した優先整備区域（うち、未供用の東大和緑地の約40,000m<sup>2</sup>）の中間年次までの整備・供用を目指します。  
[優先整備区域]：東大和緑地：約40,000m<sup>2</sup>
- 以下の公園や広場など（約25,000m<sup>2</sup>）の整備を計画期間内に進めます。  
[東京街道団地の公園・広場]：約22,000m<sup>2</sup>（公園：約10,000m<sup>2</sup>、広場：約12,000m<sup>2</sup>）  
[その他]：約3,000m<sup>2</sup>（空堀川旧河道、民間宅地開発等とともに整備される提供公園等）

表. 計画の目標値

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	計画の目標値 平成40(2028)年
人 口	約84,800人	約85,600人	約85,400人
市 域	8.43 m <sup>2</sup> /人	8.82 m <sup>2</sup> /人	9.14 m <sup>2</sup> /人
都市施設とする緑地の確保面積	約715,100m <sup>2</sup>	約755,100m <sup>2</sup>	約780,100m <sup>2</sup>
市街化区域	6.11 m <sup>2</sup> /人	6.52 m <sup>2</sup> /人	6.83 m <sup>2</sup> /人
都市施設とする緑地の確保面積	約518,400m <sup>2</sup>	約558,400m <sup>2</sup>	約583,400m <sup>2</sup>

※市民一人あたりの供用面積とする。

※内訳は本計画「資料」の「4 計画の目標（目標1及び目標2）内訳」(p113) の内訳表を参照

### 目標2 緑地の確保目標量\*

#### 【目標設定の考え方】

- ・市民緑地（もしくは認定市民緑地）第一号の指定を計画期間内に目指します。確保量として、都内で既に指定されている市民緑地の1箇所あたり平均面積の確保を目安とします。

[市民緑地（もしくは認定市民緑地）]

約1,500m<sup>2</sup>（都内で既に指定されている市民緑地の1箇所あたり平均面積：

都内の総指定面積86,017.37m<sup>2</sup>／指定数61箇所=1,410m<sup>2</sup>（約1,500m<sup>2</sup>）

- ・民間宅地開発等における自主管理公園の設置を見込みます。確保量は過去の設置実績を踏まえて以下のとおりとします。

[自主管理公園]

約400m<sup>2</sup>を中間年次まで、計画期間内に延べ約800m<sup>2</sup>の確保を目指します。

（過去10年間の設置実績と同等の面積）

- ・第一次計画の期間中における生産緑地減少率を維持しつつ、特定生産緑地\*への8割の移行を目指します。

[第一次計画の期間中における生産緑地減少率]

平成10年から平成29年の19年間の年平均減少率：旧法1.89%、新法1.28%

- ・なお、目標①の公園緑地等の都市施設とする緑地の確保量は増加していますが、この増加分は、既に「確保目標量の現況値（平成29年）」である507.85haに含まれているため、緑地の確保目標量全体の増加につながるものではありません。また、生産緑地は減少することを前提としています。

- ・このため、緑地の確保目標量はマイナス目標となっていますが、出来る限り緑地の減少を抑えることを目指し、496.55ha以上とします。

表. 計画の目標値

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	計画の目標値 平成40(2028)年
確保目標量	507.85ha	498.25ha	496.55ha以上
市域面積に対する割合	37.51%	36.80%	36.67%以上
市域面積	1,354ha	1,354ha	1,354ha

\*公園緑地等の都市施設とする緑地、制度上安定した緑地、社会通念上安定した緑地を合わせた面積

※内訳は本計画「資料」の「4 計画の目標（目標1及び目標2）内訳」(p113) の内訳表を参照

\* 生産緑地地区の都市計画の告示日（以下「都市計画決定」とする。）から30年経過後は、いつでも買取り申出が可能となることから、従来適用されていた税制特例措置が変わり、買取り申出をするまでは行為制限のみが継続され、固定資産税等の税制特例措置がなくなります。

生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後も、従来適用されていた税制特例措置を受けるためには、生産緑地地区の所有者等の意向をもとに、市が生産緑地地区を特定生産緑地に指定する必要があります。

特定生産緑地の指定は、生産緑地地区の都市計画決定から30年経過前までに受ける必要があります。30年経過後は特定生産緑地の指定ができなくなります。